平成21年11月17日
第2131号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○救急病院の認定（５１４・医務薬事課）……1
○保安林の指定解除予定通知（５１５・水と緑の森づくり課）……1
○道路区域の変更（５１６・鹿角地域振興局建設部）……1
○道路の供用開始（５１７・鹿角地域振興局建設部）……2
○道路区域の変更（５１８・仙北地域振興局建設部）……2
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）……2
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（会計管財課）……3
○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……4
○県営土地改良事業の換地計画の決定（仙北地域振興局農林部）……4

告　　示

秋田県告示第514号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第２条第１項の規定に基づき、告示する。

平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	所　　在　　地	認定の有効期限
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38番地	平成24年11月11日

秋田県告示第515号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　解除予定保安林の所在場所　　由利本荘市矢島町坂之下字道仏坂18・19の３（以上２筆について、次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

３　解除の理由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧	103号および104	鹿角市十和田大湯字白沢92番３から十和田大湯字	6.50～11.00	0.449

国　道		号	大湯外16国有林3045林班え小班まで		
	新	103号および104号	鹿角市十和田大湯字白沢92番３から十和田大湯字大湯外16国有林3045林班え小班まで	16.00～32.00	0.449

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　鹿角地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年11月17日から同年12月１日まで

秋田県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　間
国　　道	282号	鹿角市八幡平字湯瀬才田４番７から７番１まで

２　供用開始の期日　平成21年11月17日
３　供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　鹿角地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年11月17日から同年12月1日まで

秋田県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県　道	旧	長信田羽後長野停車場線	大仙市太田町斉内字南開148番地４地先から同樾目155番地先まで	5.00～10.60	0.302
	新	長信田羽後長野停車場線	大仙市太田町斉内字南開148番地４地先から同樾目133番地６地先まで	11.70～18.80	0.302

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　仙北地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年11月17日から同年12月１日まで

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。
平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日
平成21年10月29日
２　申請に係る特定非営利活動法人の名称
ＮＰＯ法人　メビウス
３　代表者の氏名
佐　藤　義　彦

4　主たる事務所の所在地
　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町30
5　定款に記載された目的
　この法人は、豊かな自然環境に恵まれた、農山村地域を対象とし、誰もが安心・安全で「生き生き」と暮らせる持続可能な地域社会をつくるため、住民を巻き込んだ活動を通して、少子高齢化からはじまる、教育、文化、福祉、環境、産業、地域資源の保全、地域交通、消費者保護、都市農村交流などの諸問題を専門知識を持つ個人や市民団体、行政等と連携を図りながら、使命感を持って、地域の眠っている資源を活かした「まちづくり事業」を行い、公益に寄与することを目的とする。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。
　平成21年11月17日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所　在　地	地目等	面　積（㎡）	予定価格（円）
1	秋田市河辺和田字坂本北575番２	宅地	325.10	3,640,000
		駐在所	85.32	0
2	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番７	宅地	336.46	1,110,000
		駐在所	78.66	0
3	大館市赤館町134番２	宅地	565.47	6,628,000
		居宅	76.18	0

2　契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場　所	期　間
1～2	秋田県出納局会計管財課 財産管理・車両班　（電話　018-860-2736）	平成21年11月17日（火）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
3	北秋田地域振興局総務企画部 総務経理課総務班　（電話　0186-62-1251）	平成21年11月17日（火）から同年12月１日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

3　入札執行の場所及び日時

番号	場　所	日　時
1	秋田県出納局会計管財課入札室	平成21年12月１日（火）午前10時
2	秋田県出納局会計管財課入札室	平成21年12月１日（火）午前11時
3	北秋田地域振興局庁舎第二会議室	平成21年12月２日（水）午後１時30分

4　入札に参加する者に必要な資格
　入札参加申込書を２に掲げる期間内に２に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者を除く。）
5　入札参加申込みに必要な書類等
(1)　個人の場合
　印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2)　法人の場合
　法人の登記事項証明書
6　入札保証金に関する事項
　入札保証金は、入札金額の100分の５以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
7　入札の無効
　秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第166条に規定するところによる。
　なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
8　予定価格
　秋田県財務規則附則第７項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。
9　その他
　詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話018-860-2736）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成21年11月６日認可したので、同条第３項の規定に基づき、公告する。
　平成21年11月17日
秋田県知事　佐　竹　敬　久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
　平成21年11月17日
秋田県知事　佐　竹　敬　久
1　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（花館地区経営体育成基盤整備事業）換地計画書の写し
2　縦覧期間　平成21年11月18日から同年12月21日まで
3　縦覧場所　大仙市役所本庁

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号